

伊達市新市建設計画審議会について

1 伊達市新市建設計画審議会設置の目的

伊達市新市建設計画実施事業の計画策定・見直しにあたり、全市的な視点において審議いただくために、伊達市新市建設計画審議会を設置しました。

伊達市新市建設計画の実施や見直し等について、審議会は、必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べることができます。

2 伊達市新市建設計画審議会の設置期間

伊達市新市建設計画審議会の設置期間は、伊達市新市建設計画審議会設置条例により令和8年3月31日までとされています。

(伊達市新市建設計画の計画期間と同じです。)

なお、審議会委員の任期は、令和7年9月26日までとなっております。

3 伊達市新市建設計画の現状

伊達市新市建設計画実施事業は合併当初より、地域審議会[※]及び伊達市新市建設計画審議会[※]において事業推進等のご意見をいただきながら事業を執行し、令和7年度にはすべての事業が終了する予定となっており、伊達市新市建設計画審議会の当初の目的は達成されつつあります。

※合併協定で定められた旧町区域ごとに設置された地域審議会。設置期間の終了に伴い、新たに全市的な視点において審議いただくために市に一つの新市建設計画審議会を設置。

4 今後の方向性

伊達市新市建設計画審議会は、伊達市新市建設計画審議会設置条例により令和8年3月31日で終了します。

平成18年1月に合併した本市では、これまで新市建設計画などを策定し、計画的なまちづくりを進めてきました。

しかし、合併からおおよそ20年を経過した今日、少子高齢化・人口減少のさらなる進行、全国各地における大規模な自然災害、新型コロナウイルス感染症の流行をはじめ、社会環境は大きく変化してきていきます。

こうした社会環境の変化に的確に対応し、将来にわたって魅力と活力のある伊達市を築いていくため、地方自治体が策定する計画のうち最上位計画である「総合計画」に基づいて、引き続きまちづくりを推進していきます。